

一般社団法人 兵庫県青果物価格安定資金協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人兵庫県青果物価格安定資金協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

(剰余金の分配禁止)

第3条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、野菜等の価格安定に関する事業を行い、農業者の経営の安定を図ること並びに安定的な生産出荷の推進により野菜価格の安定を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生産者が、農業協同組合及び農業協同組合連合会に委託等して出荷した野菜及び黒大豆の取引価格が著しく低落した場合における、会員（第6条に規定する正会員をいう。）に対する価格差補給金等の交付並びに価格差補給金を交付するための資金の造成及び管理を行う事業
- (2) 野菜の災害補償金交付事業
- (3) 兵庫県における農産物等の生産活動の紹介その他食育の推進に係る啓発事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 兵庫県内に主たる事務所を有し、かつ、この法人の業務方法書等に定める青果物等を生産者の委託等を受けて出荷しようとする農業協同組合及び農業協同組合連合会
- (2) 特別会員
  - (ア) 兵庫県
  - (イ) 兵庫県農業協同組合中央会
  - (ウ) 兵庫県信用農業協同組合連合会
  - (エ) 全国農業協同組合連合会兵庫県本部
  - (オ) 全国共済農業協同組合連合会兵庫県本部
  - (カ) 神果神戸青果株式会社

(キ)姫路大同青果株式会社

(ク)その他この法人の事業に賛同してその事業を推進するために入会した団体

2 前項の正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(預託出資金)

第7条 会員（第6条に規定する正会員及び特別会員をいう。以下同じ。）は運用益を協会の事業運営に充てるため、預託出資金1口以上を有しなければならない。

2 預託出資金の1口の金額は、1万円とする。

3 預託出資金は現金をもって全額を一時に払い込むものとし、預託出資金の払い込みについては相殺をもって法人に対抗することはできない。

4 預託出資金は会員が脱退した場合及び出資に係る預託事業を廃止した場合、法人が解散した場合には、その預託出資した金額を限度としてその日の属する事業年度の末日に払い戻す。

(会員の資格の取得)

第8条 この法人の会員になろうとする者は、前条に基づく預託出資金の払い込みをし、申込書と次に掲げる書類を理事会に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 定款

(2) 役員の氏名及び住所を記した書面

(経費の負担)

第9条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会（第13条に規定する総会をいう。以下同じ。）において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により除名しようとするときは、当該会員に対して、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、当該総会において弁明する機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が解散したとき。

#### 第4章 総会

##### (構成)

第13条 総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

##### (権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

##### (開催)

第15条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

##### (招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長理事（第22条に規定する会長理事をいう。以下同じ。）が招集する。

- 2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

##### (議長)

第17条 総会の議長は、会長理事がこれに当たる。

##### (議決権)

第18条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

##### (決議)

第19条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第20条 総会に出席できない会員は、法令で定めるところにより、書面又は代理人によってその議決権を行使することができる。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及びその会議に出席した会員のうちから選出された2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員等

(役員を設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 9名以上13名以内
  - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長理事、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長理事をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって、一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長理事及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、会長理事を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- 4 会長理事及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除)

第29条 この法人は、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

(参与)

第30条 この法人に、任意の機関として、1名以上3名以下の参与を置く。

2 参与は、次の職務を行う。

(1) 会長理事の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 参与の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 参与は、無報酬とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長理事及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長理事が招集する。

- 2 会長理事が欠けたとき又は会長理事に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長理事がこれに当たる。ただし、会長理事に事故があるとき、又は欠けたときは、専務理事がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
  - (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

### (解散)

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### (残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第44条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長理事は上羅堯己、専務理事は鳥岡照義とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。